

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

整理番号	132	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	132)			提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

校外に整備する長期欠席者通所施設に対する国庫補助事業の拡充

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

公立学校施設整備の国庫補助事業の要件に関して、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第2条第1項において、対象が義務教育諸学校となっているが、長期欠席者が通える施設として校外に整備する施設へも対象を拡充することを求める。

具体的な支障事例

当市では長期欠席児童生徒の自立と社会参加を促進し、自己肯定感を高め、身近に幸せを感じられるよう「おおぶレインボープラン」を策定した。
(参考)https://www.city.obu.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/025/776/0101.pdf
長期欠席児童生徒は全国の小中学校で約 30 万人に上り、当市においても増加傾向にある。
当市では、平成2年度に「大府市レインボーハウス(教育支援センター)」を開設し、長期欠席児童生徒への取組の礎として長年活動している。近年、多様な在り方が認められる社会に一層変化してきていることを踏まえ、長期欠席の児童生徒一人ひとりに寄り添った総合的かつきめ細かな支援を展開すべく、第2教育支援センターの必要性が高まっている。本センターを校外に整備することを検討しているが、これに該当する補助制度がなく、苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

長期欠席児童生徒の居場所を更に確保できるとともに、国が掲げている、誰一人取り残さない教育につながる。

根拠法令等

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第2条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、大田原市、川崎市、長野県、浜松市、豊田市、稲沢市、三郷町、高知県、福岡市、熊本市、鹿児島市

○県内には教育支援センター未設置の市町村もあるが、不登校児童生徒の増加を受け、設置の検討を始めた市町村もいくつか存在している。施設への補助が拡充されれば、その設置の後押しとなり、不登校児童生徒への重層的な支援体制の整備につながることが考えられる。

○当町では、長期欠席児童生徒に関する取組として、教育委員、学校及び行政各関係部署で構成された「不登校対策連絡会」を毎月開催しており、児童生徒の自立と社会参加、自己肯定感を高めるために家庭環境も含めた児童生徒の状況を情報共有し、対応策を検討している。このような中、当町においては、中学生の長期欠席数が増加傾向であったため、以前より校内フリースクール(学習室)を設置したが、近年は小学生も増加傾向であることから、小学校においても空き教室を活用し、今年度より学習室を設置している。また、当該連絡会では、校内での取り組みに関しては前進したが、一方で、学校にいくことができない児童生徒一人ひとりに寄り添った支援が必要であるとともに、保護者が相談できる環境を整備することで、家族全体の居場所となる環境が必要であるという意見が高まっている。今後、当町では、校外フリースクール(保護者の居場所も含む)を整備することを検討しているが、これに該当する補助制度がないことから財源的に苦慮している。

○当市の校外まなびの教室(校外教育支援センター)も毎年、定員オーバーをしていて、利用者のニーズにこたえることができていない。支援員、指導員の人件費、教室の拡充を希望をしているが、予算を獲得することが難しい。ぜひ、拡充できるような補助金制度が必要である。

○当市においても、長期欠席児童生徒は増加傾向にある。そこで、不登校及び不登校傾向のある児童生徒の社会的自立に向け、自己肯定感を高め、自分の居場所をみつけられるよう「居場所みつけプラン」を策定した。学びの場を選択できるように、教育支援センターである「パークはあとラウンジ」を運営している。現在は、青少年相談センターの施設において支援をしているが、市域の広い当市においては、通室が難しい児童生徒へ対応する必要が出てきている。そのため、公共施設の1部屋を借りたサテライト展開も始めている。個別最適な学びを実現するための選択肢となる運用が求められており、教育支援センターの拡充を検討しているが、施設増設、人員増員に向けて該当する補助制度がなく、苦慮している。

○①学校外の学びの場所である教育支援センターへの通所を希望する児童生徒が増加しているものの、施設の不足により十分に対応できていない現状がある。②学習支援やカウンセリングに加え保護者の面談等、通所者への支援以外にも地域の中核として支援を行う施設が果たす役割は大きい。③当市においても、現存する教育支援センターから離れた地区に居住する児童生徒のうち交通費や通所に係る所要時間が負担となって通所による支援につながらないケースもある。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

整理番号	191	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	191)			提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

共同調理場における栄養教諭・学校栄養職員の配置基準の見直し

提案団体

熊本市、福島県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

国が定める栄養教諭・学校栄養職員の配置基準のうち、共同調理場に係る配置基準を以下のとおり見直していただきたい。

【現状】

「1,500 人以下、1」
「1,501 人から 6,000 人まで、2」
「6,001 人以上、3」

【提案】

「1,000 人以下、1」
「1,001 人から 2,000 人まで、2」
「2,001 人から 3,000 人まで、3」
「3,001 人から 4,000 人まで、4」
「4,001 人から 5,000 人まで、5」
「5,001 人から 6,000 人まで、6」
「6,001 人から 7,000 人まで、7」
児童生徒数 7,001 人以上は 2,000 人ごとに1人

具体的な支障事例

当市では、築 40 年を超える共同調理場が7場、築 40 年を超えドライ改修未実施の単独調理場が 35 施設あり、施設の老朽化や、空調設備のある調理場が4施設のみで、夏場の場内温度は 40℃近くになり、熱中症対策としてスポットクーラーを設置しているが効果的ではないことから、早急な施設改修が必要な状況である。

また、給食調理業務に従事する現業職公務員の退職不補充により給食調理に従事する職員が減少していること等を踏まえ、現在単独調理場や共同調理場方式で実施している給食施設について、再編計画を策定していく予定である。

給食室等の再編集約を進めるにあたっては、1箇所あたりの調理食数が増加することが見込まれるが、1施設あたりの調理食数や配送校数が増えることで、食物アレルギー対応食数及び対応種類の増加や、食育指導などで多くの学校を訪問する必要があることから、現行の栄養教諭・学校栄養職員の配置基準の 1,501 人～6,000 人に2人では必要とされる職員数に足りず、これまでどおりの安全安心な学校給食の提供及び栄養教諭を中心とした食に関する指導の実施に支障をきたすため、見直しを提案するもの。

【参考:現在の配置基準のまま共同調理場方式へ再編した場合の栄養教諭人数】
現行:約 70 人→再編集約後:約 40 人

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行の配置基準を見直して栄養教諭等の配置を増やすことで、共同調理場を再編集約した場合においても、細やかな食物アレルギー対応や栄養管理、衛生管理等、これまでどおりの安全安心な学校給食の提供が可能になる。

現在、当市において学校給食調理の民間委託を導入しているところでは、献立作成の様々な打合せ対応もあるため、栄養教諭の配置が増加することで、効率的な業務分担に繋げることができる。

また、配送校が増加した場合においても、十分な食育指導等の時間を確保することができ、全ての児童生徒が栄養教諭の専門性を活かした食に関する指導を受けることが可能になる。

根拠法令等

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、札幌市、千歳市、岩手県、花巻市、郡山市、大田原市、川崎市、長野県、浜松市、豊橋市、豊中市、高槻市、守口市、茨木市、兵庫県、岡山県、広島市、高松市、福岡市、長崎市、八代市、鹿児島市

○当市では共同調理場を1箇所設置し、中学校8校に約4,800食の給食を日々提供している。栄養教諭及び学校栄養職員の基準配置は各1名であり、令和5年2月の施設更新以前は、2名に市の会計年度専門職1名を加えた体制で献立作成・食材発注・調理管理業務を行っていた。しかしながら、食物アレルギーをもつ生徒への給食提供体制を整える必要性や生徒への食育や健康管理の重要性が指摘される中で、基準2名での業務実施は困難であり、施設更新に合わせ、市費でさらに人員体制を拡充せざるをえない状況であった。市費で学校栄養職員2名を順次加配し（うち、1名が正規・1名が会計年度任用職員）、5名体制で従来の給食管理のほかアレルギー対応食の管理や食育のための学校訪問を行っている。

○当市では、選択制のデリバリー方式の廃止や老朽化する調理施設の課題への対応、衛生管理のより一層の強化を図るため、令和3年9月に「学校給食の充実に向けた給食提供体制の見直し方針」を策定し、「給食センター方式」を基本としつつ、島しょ部や特別支援学校においては「自校調理方式」を継続する方針とした。本方針では、最終的に12,000～15,000食規模の給食センターを5施設整備することを目指しているが、単独調理場から共同調理場に移行することにより、栄養教諭の配置定数は大きく減少し、現行の配置基準の定数では、給食センターに勤務する栄養教諭は1人当たり13校以上の学校に対し食に関する指導を行うこととなり、これまでと同様に食育を推進することが困難になると考えられる。

○現在、当市においては、すべての学校が共同調理場ではないものの、今後もより良い学校給食の提供に向け、共同調理場も含めたさまざまな選択肢を検討する必要がある。そのためにも、当該措置の内容は必要だと考える。

○1,500人近い児童生徒数を担当する共同調理場において、1人の栄養教諭が細やかな食物アレルギー対応や栄養管理、衛生管理等すべてを確実に行うことに困難が生じている状況がある。

○市内10箇所の給食センターのうち、栄養教諭1名で5校を受け持つセンターもあり、食育指導のため2学期はほぼ毎日学校を訪問するなど栄養教諭の負担となっているほか、全校を回れていないことから児童生徒が平等に食育指導が受けられていない現状となっている。今後、当市においても給食センターの集約について計画を策定していく中であって、1施設あたりの食数や配送校の増加に伴い、栄養教諭の配置基準を見直すことにより栄養教諭の負担軽減が見込まれるとともに、継続した栄養管理や衛生管理、安心安全な学校給食の提供が見込まれるほか、児童生徒が食に関する専門性を活かした指導を受けることが可能となる。

○4,000食×2か所の給食センターを集約化し、8,000食の給食センター新設を検討しているが、その場合、配置栄養教諭等が4名から3名に減員してしまう。新設する給食センターでは、新たにアレルギー調理対応や食育強化、公会計化等を実施したいと考えているが、減員となれば、実施できる事業の幅が狭まることになる。

○県内のある市で、近く共同調理場の稼働開始を予定しているが、調理食数に変更がないにもかかわらず、標準法上の定数と比較すると、稼働前は4.25人（単独調理場17校、いずれも550人未満）から2名（調理食数約3,500食）に減少する事例がある。

○当市においては、令和7年1月から共同調理場による中学校給食を開始するにあたり、現行の栄養教諭・学

校栄養職員の配置基準では、当市生徒数 7,500 人に対して、献立作成及びアレルギー対応、調理上での指揮・監督、全 14 中学校の食育推進を3人の栄養教諭等で対応しなければならず、十分な食育指導の時間確保や安全安心な学校給食の提供への影響が懸念されている。

○当市においても共同調理場が3施設あり、児童生徒数 1,500～6,000 人の規模が1施設、6,001 人以上の規模が2施設あるが、現行の配置基準では対応が難しく、献立数(アレルギー献立を含む)に応じた配置(各調理場におけるモニタリングの役割)や調理場とフロアが分かれている炊飯ラインの監督に伴い、各施設とも1名を追加で配置しており、今後も安全安心な学校給食の提供や食に関する指導の実施を適切に実施するためには配置基準の見直しが必要と考える。

○当市はセンター式給食の方法をとっており、給食センターに係る児童生徒は 22 校・2,570 名で、2名の栄養教諭が担当している。月ごとに交代で献立を作成しているが、主に献立作成に時間を費やし、各校の食育指導については制限をかけて巡回をしている状況にある。アレルギー対応件数も増加傾向にあり、肥満や痩せなどの個別事案にも指導に入るよう文科省から通達があったものの手が回りきらない状況にある。

○当県においても、学校の統廃合により2名いた栄養教諭が1名となり、食育指導に支障が生じているような事例はある。

○栄養教諭は、学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じた食に関する指導を行うことが必須となったが、配置基準は従前の学校栄養職員の配置基準を適用しており、業務内容に見合った栄養教諭の配置が可能となるような定数改善がなされていない。

○当市においては、令和8年度に 12,000 食と 4,000 食の2か所の給食センターの供用開始が予定されており、現行の配置基準では、大幅な栄養教諭の減少が見込まれる。(現行 28 名が 14 名となる見込み。)平成 17 年度に「栄養教諭制度」が施行され、「学校給食の管理」に加え、「食に関する指導」として食育指導や食物アレルギー対応の中核的な役割を担うことが職務に追加されたが、配置基準については、平成 13 年3月 31 日の改正を最後に現在まで見直しが行われず、追加された職務について考慮されていない。食育指導や食物アレルギーへの対応を推進するため、追加された食育指導や食物アレルギーの職務も含めた配置基準に見直すよう、強く要望するもの。

○給食室等老朽化に伴う再編集約を進めるにあたっては、1施設あたりの調理食数が増えることが見込まれ、仮に 5,500 食の調理場となった場合、現行の配置基準では、栄養教諭は1人あたり6校程度(約 70 学級、約 2,750 食)を担当することになる。1施設あたりの調理食数や配送校数が増加することで、当市が行っているきめ細やかな食物アレルギー対応、地元農産物を使用した給食献立、栄養教諭の職務である食に関する指導や個別的な相談指導に支障をきたすと考えられる。現行では、共同調理場においては、13 施設(約 23,000 食)に栄養教諭・学校栄養職員 23 名の配置、単独調理場においては、85 施設(約 42,000 食)に 47 名の配置である。大規模調理場の設置後も現在のサービスを低下させず安全安心な給食を提供するためには、栄養教諭の配置基準の見直しが必要であると考ええる。

○調理食数での配置基準もだが、受配校の数での配置も必要である。例えば人数が 1,000 人以下に1人の場合、受配校が多ければそれだけ1人の栄養教諭に対する業務負担が大きくなると考えられる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

整理番号	259	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	259 ）			提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

公立学校施設環境改善交付金において事業年度の当初予算による採択を可能とすること

提案団体

札幌市、指定都市市長会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

公立学校施設環境改善交付金について、自治体が事業実施の前年度の補正予算での前倒し採択を希望しない場合は、自治体の要請に応じて、本省繰越予算ではなく、事業年度の当初予算により採択すること。

具体的な支障事例

【現行の取扱いについて】
文部科学省より、当該交付金事業については、工事実施前年度の補正予算と工事実施年度の当初予算を一体で執行することに加え、補正予算での採択を希望しない場合であっても、当該補正予算を繰り越した予算（本省繰越し）にて措置する可能性がある旨の方針が示されており、自治体の希望に沿わない予算区分により交付金の決定が起こり得る状況である。

【支障事例・制度改正の必要性】
工事が本来の事業年度内に完了しない場合、当該交付金の繰越承認を得ることで、翌年度中の事業完了が可能となるが、当該交付金が事業年度当初に本省繰越予算で交付決定された場合は明許繰越しができなくなるため、事業の完了に支障をきたす。

【支障の解決策】
自治体の要請に応じて、事業年度の当初予算により採択を行うことで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

工事が本来の事業年度に完了しない場合であっても、交付金の明許繰越しが可能であるため着実な事業実施が可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、大田原市、草加市、千葉県、海老名市、長野県、浜松市、豊橋市、小牧市、三重県、大

○令和5年度において、学校施設環境改善交付金の交付決定を受けたものの、入札不調等により当初の工期より大幅に遅れ、年度末で工事が完了した事例があった。本省繰越ではなく、当初予算での措置の場合、繰越承認を得ることで、翌年度中の事業完了が可能となる。

○昨今の資材不足・職人不足の影響により納期が不安定な「昇降機」などの整備を行う際は、工期に余裕を持たせるため複数年度で実施している。しかしながら、年度毎の出来高設定が非常に難しく、初年度を低めに設定し過ぎると納品が早かった場合に一旦工事を中断せざるを得ず、逆に高めに設定すると納品が間に合わない場合に未済となる。当初予算なら想定出来高を高めに設定しておけば、納品が間に合わなくても明許繰越を行うことが可能である。

○令和5年度交付金の交付を受けた事業について、令和5年度当初予算により採択を希望していたところ、令和4年度第2次補正予算本省繰越予算で採択が行われたため、それに伴って起債が令和4年度分の借り入れとなった。これにより、令和6年1月までに起債の額を確定しなければならず、そのためには学校施設環境改善交付金の額を確定する必要があったことから、工事の入札時期を当初の予定より早める等、非常にタイトなスケジュールでの業務執行を余儀なくされた。自治体が希望していないにも関わらず、本省繰越予算により採択が行われると、事業進捗においても様々な支障が生じる可能性があるため、自治体の要請に応じて事業年度の当初予算により採択を行うことで、自治体の負担軽減に繋がると考える。

○前年度本省繰越で採択された事業について、外部要因による入札不調及び入札不落、資材調達難等により繰り越しせざるを得ない場合に、事故繰越に係る事務負担が生じている。

○提案団体の支障解決策に加え、本省繰越予算により採択された事業については、事故繰越が簡素な手続きで承認されるよう関係省庁と調整を図ることを求める。

○現在、県内では、民間事業者による大型工事の影響で労働需要の急増に伴う作業員不足、また建設資材の確保が難しい状況である。今後も上記の要因はさらに続く見込みであるため、契約の不調や工事の遅れが発生し、予定していた工事年度内に完了しない恐れがある。よって、本来の工事年度に完了しない場合であっても、交付金の明許繰越が可能である当初予算による採択を求めるもの。

